

お墓の移転（改葬）について

ご遺体・ご遺骨が残っているお墓を別の墓地等に移される場合、改葬申請（手数料無料）が必要となります。

<申請に必要なもの>

- ・墓地改葬許可申請書兼許可証
- ・墓地改葬許可申請書兼許可証（別紙）
- ・改葬に係る墓地使用者等の承諾書
（改葬申請者と改葬前の墓地の使用者が異なる場合に必要）
- 改葬に係る墓地使用者等の委任状
（改葬申請者が遠方在住等で手続きができないとき、代理の方に申請を委任する場合に必要）
- ・印鑑（認め印で可）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証もしくは健康保険証の写し いずれか1部を添付）

※これらの申請書等は、御浜町役場 生活環境課受付に用意しております。

必要事項を記入、押印のうえ提出してください。（郵送でも可）

また、以下の用紙を印刷して取り出していただき、申請にご利用いただいてもかまいません。

<改葬許可申請にあたっての事前確認事項>

※ 改葬許可申請書を記入・提出いただくさいには、必ず、お墓を新たに移転される予定の墓地霊園等の記載が必要となります。

申請のタイミングとしましては、移転先の墓地霊園等が決まってから、申請書の記入をすべて完成させていただき、書類を受理することとなりますので、お墓の移転のスケジュールと合わせてご検討・ご準備いただきますよう、お願いします。

※ ご家中で、お骨が入っていないと長らく認識されてきたお墓から、ご遺骨が出てくる事例がまれにあります。お墓じまい作業等の際にお骨が入っていないはずのお墓からお骨が出てきた場合は、どなたのお骨かお確かめのうえ、改葬申請を行っていただきますようお願いいたします。

※ 代々守られてきたお墓の中には、ご先祖様が多数まつられておられる場合もあります。

新たに改葬される予定の墓地霊園等が決まっていれば、移転先の墓地等の管理者に、改葬許可証に記載する方の情報がどの程度必要なのか、あらかじめお問い合わせください。申請書に記載する方の人数が必要な分だけで済むこととなり、書類作成がスムーズになります。

※ お骨を新しい墓地霊園等に改葬される場合、移転先の墓地霊園等の管理者から、改葬の前にお骨の“再焼骨”を求められる場合が多くなっています。

お骨の再焼骨は、申請者様が希望される最寄りの火葬場（斎場）で行っていただくことができますが、その際には、改葬許可証の提示が求められますので、お手続きのうえ、改葬許可証を入手いただきますようお願いいたします。